

令和7年6月27日
島根県教育庁学校企画課
担当者 松村 茂樹
電話 0852-22-5411

教職員の懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

(1) 校種 出雲地区の県立高等学校
(2) 職名 期限付実習助手
(3) 年齢 29歳
(4) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「停職 令和7年9月30日まで」

※ 量定としては「停職6月」相当と判断するが、当該期限付実習助手の任期満了が9月30日であり、今回の事案を受け県教育委員会として任期の更新はしないこととしているため、上記の処分とした。

3 処分期日 令和7年6月27日（金）

4 事実概要及び処分理由

当該期限付実習助手は令和7年6月1日（日）14時頃、正当な理由がないのに被害者宅の開いている窓から侵入したところ、被害者の関係者に遭遇し、逃走した。

同日16時30分頃、出雲市内を自家用車で走行中、パトカーに呼び止められ、事情聴取を受け、住居侵入の疑いで逮捕された。

県立学校の教育職員として、生徒の教育に携わる者が、このような事案を起こしたことは、公教育に寄せる県民の期待を裏切り、学校及び教職員全体に対する信用を著しく失墜させるものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の懲戒処分を行うこととした。

5 その他

(1) 当該期限付実習助手の勤務校の校長に対しては、部下職員の指導監督が適正を欠いていたことの管理責任を問い合わせ、口頭訓告の措置を行った。

(2) 再発防止に向けた対応として、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに文書通知を行うとともに、今後の管理職会・研修会等の機会を通じて継続的、計画的な研修等の実施について重点的に周知等を行う。